

資料提供  
 平成 30 年 8 月 21 日  
 課名 商工労働総務課  
 担当 今井  
 電話 082-513-3311

平成 30 年 7 月豪雨災害による被災中小企業等の復旧・復興支援について

1 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等「グループ補助金」）

平成 30 年 7 月豪雨により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（広島県，岡山県，愛媛県）を対象に，中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助する。

(1) 概要

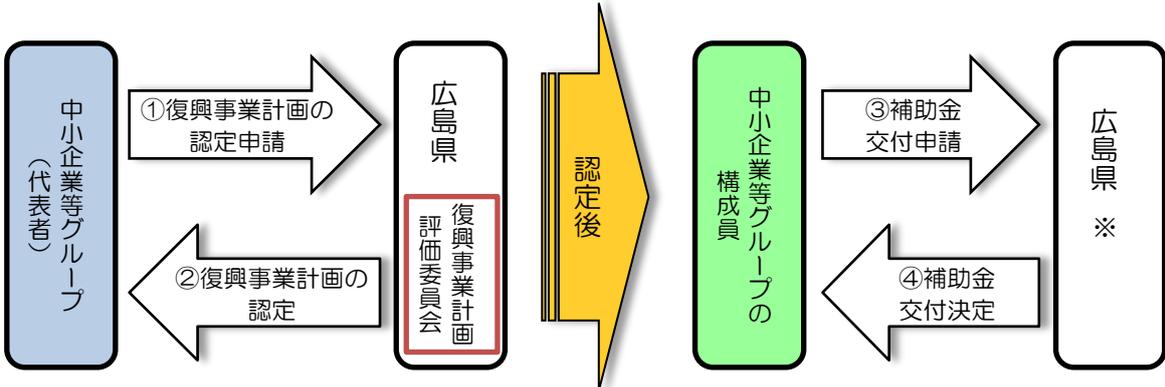
【対象者・補助率・対象経費等】

対象者	補助率	国・県の負担割合	上限額	対象経費
中小企業者等	3 / 4 以内	国 1/2, 県 1/4	15 億円	施設，設備の復旧費用等（資材・工事費，設備調達や移転設置費，取り壊し，除去費，整地，排土費等を含む。）
中堅企業等	1 / 2 以内	国 1/3, 県 1/6		

※ 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合，新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」，「生産性向上のための設備導入」，「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助対象

【事業スキーム】

事業者は，グループを組成し，復興事業計画を県に申請する。復興事業計画の認定後，グループの構成員である個社ごとに県に補助金申請を行う。



※ 補助金交付決定に際しては，中国経済産業局による審査あり。

(2) 当面のスケジュール

- ・ 企業向け説明会の実施（詳細は別紙1参照）〈8月20日（月）～〉
- ・ 復興事業計画の公募開始（第1次）〈9月3日（月）～〉
- ・ 補助金の受付（第1次）〈復興事業計画認定後，随時〉

## 2 被災地域販路開拓支援補助事業（「持続化補助金」）

平成 30 年 7 月豪雨により甚大な被害を受けた地域を対象とした、国の被災地域販路開拓支援事業に呼応し、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって事業再建に取り組む費用の一部を補助する。

(1) 概要（国の持続化補助金と一体で表記）

### 【対象者・補助率・対象経費等】

対象者	補助率等	上限額	対象経費
小規模事業者	国負担分：2 / 3 以内	200 万円	機械装置等費，車両購入費，広報費，展示会等出展費，旅費，開発費，資料購入費，雑役務費，借料，専門家謝金，専門家旅費，委託費，設備廃棄等費，外注費
	県負担分：1 / 12 以内	25 万円	

(2) 当面のスケジュール

8 月下旬以降 公募開始

## 3 商店街災害復旧等事業

被災した地域の商店街等※について、被災した共同施設等の改修に要する費用の一部を補助する。

※ 商店街等を構成する商店街振興組合，事業協同組合，任意団体等

(1) 概要

### 【対象者・補助率・対象経費等】

対象者	補助率	国・県の負担割合	対象経費
商店街等	3 / 4 以内	国 1/2，県 1/4	アーケードの改修，共同施設の改修，街路灯等の設備の改修等に要する費用

(2) 当面のスケジュール

9 月上旬 公募開始

#### 4 県費預託融資制度による復旧の支援

今回の災害で被害を受けた中小企業者等の復興を強力に支援するため、県費預託融資制度による緊急の金融支援を実施することとし、既存制度より要件を緩和した特別資金を新設した。

さらに、新設した特別資金とセーフティネット資金（国指定）については、被災事業者等の負担軽減を図るため、保証料不要とした。

##### 資金の概要等

資金名	平成 30 年 7 月豪雨災害復興支援特別資金 【新規】	セーフティネット資金（国指定）
資金の概要	県内全域の中小企業者等で、り災証明か売掛債権がある場合や、売上高等が3%以上減少している場合に、利率 1.1%、保証料不要	指定地域の中小企業者等で、災害関係保証（り災証明）又は経営安定関連保証（売上高等が20%以上減少）の対象となる場合に、利率 1.1%、別枠保証、保証料不要（融資限度額は特別保証の倍）
対象者	①～③のいずれかに該当 ①り災証明を受けた者 ②被災地域の企業に売掛債権を有している者 ③当該災害の影響を受け、売上高等が3%以上減少している者	①又は②のいずれかに該当 ①り災証明を受けた者 ②指定地域において1年間以上継続して事業を行っており、当該災害の影響を受け、売上高等が20%以上減少している者
指定地域	無（県内全域が対象）	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、三次市、庄原市
取扱期間	平成 30 年 8 月 6 日～ 平成 31 年 1 月 31 日	①平成 30 年 8 月 6 日～ 平成 31 年 1 月 31 日 ②平成 30 年 8 月 6 日～ 平成 30 年 10 月 31 日
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
融資限度額	中小企業者 4,000 万円 組合等 8,000 万円	中小企業者 8,000 万円 組合等 16,000 万円
融資期間	運転資金 10 年以内（据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（据置 3 年以内）	運転資金 10 年以内（据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（据置 3 年以内）
融資利率	【固定金利】（保証付き）1.1%	【固定金利】（保証付き）1.1%
信用保証	一般保証適用 保証料不要	①災害関係保証適用（別枠） ②経営安定関連保証適用（別枠） 保証料不要
融資枠	10 億円（融資実施状況を踏まえ拡大検討）	10 億円（融資実施状況を踏まえ拡大検討）
申込先	取扱金融機関	取扱金融機関

## 5 雇用維持のための無料アドバイザー派遣

労務の専門家である社会保険労務士を県内の被災中小企業・小規模事業者（以下「被災中小企業等」という。）に派遣し、雇用維持・確保に係る支援情報を届けるとともに、個々のニーズや状況に応じ、きめ細やかな相談等に対応することで、雇用維持を図り、事業の継続を支援する。

### (1) 支援対象

平成 30 年 7 月豪雨災害により直接的・間接的被害を受けた県内の被災中小企業等

- 被災中小企業・小規模事業者とは  
平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等により従業員の雇用維持等を検討している事業所の事業主。（豪雨災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも対象。）
- ※ 被災中小企業等とは、中小企業基本法第二条第一項各号に規定する中小企業者及び第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するもの。
- ※ 平成 30 年 7 月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば
  - ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
  - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
  - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
  - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
  - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害 など

### (2) 支援内容

社会保険労務士をアドバイザーとして被災中小企業等に派遣し、雇用に関する無料相談を実施するとともに、雇用調整助成金の特例をはじめ雇用維持・確保に係る県や国の支援メニューの活用に向けた手続き等を支援する。

### (3) 支援期間

平成 30 年 8 月 20 日～平成 31 年 1 月 31 日

## 中小企業等の復興に係る説明会について

### 1 主旨

国、市町と連携し、平成30年7月豪雨により被災された中小企業・小規模事業者に対して、事業継続、再開に向けた支援制度の説明会を下記のとおり実施する。

### 2 説明会日程（平成30年8月13日現在）

地区	日時	場所	各回定員
福山市	8月20日(月) ①10:30～ ②13:30～	エフピコRiM 地下2階(イコール福山) (福山市西町1-1-1)	100人
呉市	8月20日(月) ①10:00～ ②13:30～	広まちづくりセンター (呉市広古新開2-1-3)	700人
呉市 (安浦)	8月21日(火) 13:30～	安浦まちづくりセンター 三津口分館 (呉市安浦町中央5-1-8)	200人
三原市	8月22日(水) ①10:30～ ②13:30～	本郷生涯学習センター にいたかホール (三原市本郷南6-25-1)	512人
広島市	8月22日(水) 14:00～	広島市東区役所 (広島市東区東蟹屋町9-38)	100人
広島市	8月23日(木) 14:00～	安佐北区スポーツセンター (広島市安佐北区深川2-50-1)	60人
東広島市	8月23日(木) ①10:00～ ②14:00～ ③16:00～	東広島市市民文化センター 3階 アザレアホール (東広島市西条西本町28-6)	300人
三次市	8月24日(金) 13:30～	みよしまちづくりセンター (三次市十日市西6-10-45)	300人
広島市	8月24日(金) 14:00～	安芸区民文化センター (広島市安芸区船越南3-2-16)	100人
尾道市	8月27日(月) 10:30～	因島商工会議所 4階 (尾道市因島土生町1762-38)	40人
	8月27日(月) 14:00～	ベイタウン尾道組合会館 2階 (尾道市東尾道4-4)	80人
広島市	8月28日(火) 9:30～	広島市工業技術センター (広島市中区千田町3-8-24)	100人
安芸高田市	8月28日(火) 18:30～	安芸高田市民文化センター (クリスタルアージョ) 4階 小ホール (安芸高田市吉田町吉田761)	200人
府中市	8月29日(水) 13:30～	府中商工会議所 (府中市元町445-1)	50人
広島市	8月30日(木) 18:00～	安芸区民文化センター (広島市安芸区船越南3-2-16)	200人
竹原市	8月31日(金) ①10:30～ ②13:30～	竹原市民館 (竹原市中央5-5-24)	100人

### 3 説明内容

- (1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等「グループ補助金」）  
中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援する。
- (2) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）  
小規模事業者が商工会・商工会議所と一体になって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用の一部を支援する。
- (3) 雇用調整助成金制度  
今回の被災により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する。
- (4) その他の支援制度

### 4 説明者

経済産業省、広島労働局、広島県

### 5 今後の予定

市町等との連携により、上記以外の地域や上記地域での再実施等についても柔軟に対応し、適宜、説明会を実施する。